

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）等 （概要）

平成 28 年 2 月 12 日
総務省自治行政局福利課

1. 概要

(1) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）

- ① 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び同法附則第 61 条第 1 項に規定する年金である給付（以下「改正前地共済法による職域加算額等」という。）については、平成 27 年 10 月 1 日の同法の施行後に地方公務員共済組合が支給することとされ、その年金額の水準については、被用者年金制度の一元化後の厚生年金保険制度における年金額の再評価に係る規定を適用し、毎年度 4 月に現役世代の賃金や物価の動向に応じて再評価率を改定することとされた。
- 今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令案により、平成 28 年 4 月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることにより、改正前地共済法による職域加算額等の年金額の水準も改定されることとなる。

一方で、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）附則第 98 条第 1 項に規定する給料年額改定率（※）については、「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成 17 年政令第 83 号。以下「再評価政令」という。）」第 3 条の規定により、昭和 60 年改正前の厚生年金の年金額の再評価率とは異なる給料年額改定率により改定を行っていたものであり、被用者年金の一元化に伴い再評価政令を廃止した後においても必要となることから、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下「平成 27 年経過措置政令」という。）」第 20 条に規定することとされたところ。

今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令案により、平成 28 年 4 月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることを踏まえ、平成 27 年経過措置政令第 20 条に規定する給料年額改定率を改定することとする。

※ 退職年金など昭和 60 年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和 60 年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

- ② 上記の改正のほか、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）等において、被用者年金制度の一元化等に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案

不正受給防止等のため海外療養費の見直しを行うとともに、組合員（組合員であった者を含む。）に対する退職等年金分掛金の払込みの実績の通知について所要の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）

① 平成 28 年度における平成 27 年経過措置政令第 20 条に規定する給料年額改定率の改定（昭和 60 年改正法附則第 98 条第 1 項に規定する給料年額改定率を定める昭和 60 年改正法附則別表第 6 を読み替える規定の改正）を行う。

具体的には、厚生年金保険法第 43 条の 2 から第 43 条の 5 までにおいて厚生年金の再評価率の改定ルールが規定されており、原則として、67 歳以下の者（以下「新規裁定者」という。）については名目手取り賃金変動率により、68 歳以上の者（以下「既裁定者」という。）については物価変動率により、それぞれ改定することとされているが、平成 28 年度の年金額は、物価変動率（0.8%）が名目手取り賃金変動率（△0.2%）より高くなり、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとなるため、新規裁定者、既裁定者ともに改定を行わない（×1.000 とする）こととなる。

これを踏まえ、平成 28 年度の給料年額改定率についても、改定を行わない（×1.000 とする）こととするため、所要の規定の整備を行う。

② 地方公務員等共済組合法施行令等において、被用者年金制度の一元化等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案

① 海外療養費の見直しについて

地方公務員共済組合の組合員又はその被扶養者が、海外渡航中に医療機関等において療養等を受けた場合は、その組合員の申請に基づき、組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、療養費として保険給付を行うこととしている。

近年、実際には海外に渡航した事実がないにもかかわらず、海外の医療機関等において治療を受けたとして海外療養費を不正請求する事案が複数明らかになっていることから、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）が改正され、不正請求対策として、海外療養費の支給申請に当たっては、海外に渡航した事実を証する書類や、海外において受けた治療等の内容について保険者が必要に応じ海外の医療機関等に照会することに係る同意書の提出を求めるとされたところ。

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）においても同様の規定の整備をすることとする。

② 退職等年金分掛金の払込みの実績の通知について

組合は、組合員（組合員であった者を含む。）に対し、組合員期間の月数等、退職等年金分掛金の払込みの実績の通知をする等の所要の規定整備をすることとする。

3. 根拠法令

- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条の 2 から第 43 条の 5 まで
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 146 条
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 60 条第 5 項、第 10 項及び第 11 項、第 61 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 160 条 等

4. スケジュール

公布予定日：平成28年 3 月下旬

施行 日：平成28年 4 月 1 日（金）